

◎がん対策基本法の一部を改正する法律

(平成二八年一二月一六日法律第一〇七号) (参)

一、提案理由 (平成二八年一二月一六日・参議院本会議)

○羽生田俊君

…………… (略) ……………

次に、がん対策基本法の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国のがん対策は、これまで、平成十八年に制定されたがん対策基本法に基づいて進められてきましたが、現在、がん患者の療養生活の質の維持向上などについて一層の取組が求められているほか、がん患者が、福祉、雇用、教育などについて必要な支援を受けられるようにすることなどが求められるようになっていきます。

本法律案は、このような状況の変化に鑑み、がん対策基本法を改正し、がん対策を更に総合的かつ計画的に推進していくものであります。

以下、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、目的規定に、がん患者がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっている旨を追加することとしております。

第二に、基本理念として、がん患者が、尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援等を受けられるようにするとともに、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること等を明記することとしております。

第三に、がん患者の雇用の継続等に関する事業主の責務について規定することとしております。

第四に、緩和ケアが診断のときから適切に提供されるようにすること等を明記するとともに、がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策をも講ずるものとしております。

第五に、罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進、がん患者の雇用の継続、小児がんの患者その他のがん患者における学習と治療との両立、がんに関する教育の推進などについて規定することとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告 (平成二八年一二月九日)

○丹羽秀樹君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査

の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、がん対策基本法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、がん対策の一層の推進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、基本理念として、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること等を明記すること、

第二に、がん患者の雇用の継続等に関する事業主の責務について規定すること、

第三に、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする事

等であります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る十二月六日本委員会に付託され、翌七日、参議院厚生労働委員長から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。